

京情個審答申第9号
令和4年10月25日

京都府知事 西脇隆俊様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和3年6月2日付け3水公第72号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開とした部分のうち、各社見積書中の各項目の品名、部材名・仕様、規格、見積除外項目、数量及び単位については個別具体的に当該非公開の理由を再考した上で、再度公開又は非公開の決定を行うべきである。その余の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年5月28日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「開札日令和2年3月30日の桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場建築機械）不活性ガス消火設備工事（専門分野）におけるメーカー3社の見積価格（見積額）・対比表及び単価採用に至った補正率」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年6月9日、処分庁は、本件請求に対して、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 令和2年8月31日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年6月2日、諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、反論書（2）及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 非公開部分の条例第6条第3号該当性について

- (1) 各社見積書中、見積総額は、技術上のノウハウに関する情報ではなく、見積総額をみれば各社の技術上のノウハウが分かるというものでもない。

また誰の依頼であろうと提示されるものであり営業上の秘密でもない。

各項目（品名、数量、金額）についても、当該工事は性能発注工事ではないと考えるが、仮に性能発注工事であったとしても、この性能を有する消防設備を実現できる設備と金額を示すプレゼンテーションのツールであるから、誰の依頼であろうと提示されるものであり、営業上の秘密ではないため公開すべきである。

現に審査請求人は、本件メーカー3社から見積書を徴しているが、秘密にする旨の条件は付けられていない。

また、処分庁は工事入札の公告の際に、参考数量表、図面を示し、また入札後に設計内訳書を開示しており、これらを見れば、仮に性能発注工事であったとしてもおおむねどのような仕様のものかは分かり、各項目の金額も推定できる。

- (2) 見積比較検討書中、各社の「単価・価格」は、個々の見積明細が記載されているのではなく、見積書の見積総額と同じ金額が記載されているため、上述の理由により公開すべきである。

2 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

各社の掛率は、企業秘匿情報ではなく、またその案件時点の取引環境により決まるもので、データを蓄積しても高い精度で設計額を推計できるものではないため公表すべきである。

「採用価格一式見積」は3社の見積をもとに算定された金額で、その金額に「掛率」を掛けることで「査定価格」が算定されていることから、上述のとおり「採用価格一式見積」及び「掛率」は各メーカーの営業及び技術上のノウハウに関する記載には該当せず、府の入札事務への支障もないので公表すべきである。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

- (1) 入札参加業者に提出される本件メーカー3社の見積額は、京都府に提出したものと必ずしも同一になるとは限らない。

当該見積対象工事（ハロン1301消火設備工事）は性能発注工事であり、各社見積書中の見積総額（見積比較検討書の単価・価格と同一のもの）、品名、部材名・仕様、規格、見積除外項目、数量、単位、単価及び金額は、法人の営業上及び技術上のノウハウを元に記載された企業秘匿の情報であり、公にすると、競業他社に知られ当該法人の経営上の利益を害するほか、取引業者から値引き要求を受けるなど、今後の競争上の地位その他正当な利益が害されるため、条例第6条第3号に該当する。

(2) 見積比較検討書中の単価・価格（各社見積書中の見積総額と同一のもの）、各社から個別ヒアリングした掛率は、条例第6条第3号の法人情報に該当する。

各社見積額の最低額である「採用価格一式見積」及び各社の掛率の中から府が採用した「掛率」については、企業秘匿の情報であり、公にすることにより府は信用を失い、当該企業から市中の取引状況を踏まえた掛率を把握しにくくなり設計積算業務に支障が生じるとともに、データを蓄積することにより設計額が高い精度で推計可能となり、今後、同種工事の入札において健全な価格競争を行うことが難しくなり、府建築工事の入札制度が成り立たなくなるため、条例第6条第3号及び第5号に該当する。

第6 審議会の判断理由

1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、処分庁が行った本件処分のうち従業員の氏名及び従業員の個人印の印影を除く非公開部分について、条例第6条第3号及び第5号（弁明書で追加）を理由に非公開としたことは妥当ではない旨主張し、当該部分の全部公開を求めているため、以下検討し、判断することとする。

(1) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

処分庁は、非公開部分に記載されている情報について、当該見積対象工事（ハロン1301消火設備工事）は性能発注工事であり、各社見積書中の見積総額（見積比較検討書の単価・価格と同一のもの）、品名、部材名・仕様、規格、見積除外項目、数量、単位、単価及び金額は、法人の営業上及び技術上のノウハウを元に記載された企業秘匿の情報であり、公にすると、競業他社に知られ当該法人の経営上の利益を害するなど、今後の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号に該当すると主張している。

しかしながら、公開又は非公開の判断は個別具体的に行わなければならない。

審議会において、本件公文書の非公開部分のうち各社見積書に記載されている各項目の品名、部材名・仕様、規格、見積除外項目、数量、単位について確認したところ、処分庁がハロン1301による消火設備工事の入札公告の際に参考数量表、図面で示している項目等に基づいて積算されている部分と、各社独自の項目等で構成されている部分が確認できた。

これらのことから、当該非公開部分には、処分庁が主張する理由によれば非公開とすることが妥当でない部分も存在しているように見受けられる。そして、公開すべき部分と非公開とすべき部分についての個別具体的

な判断は、当該個別の事情を熟知している処分庁において行うべきである。

なお、各社見積書中の単価及び金額の欄に記載されている各項目ごとの額、これらの総額である見積総額並びに見積比較検討書中の単価・価格、各社から個別にヒアリングした掛率、各社見積額の最低額である「採用価格一式見積」及び各社の掛率の中から府が採用した「掛率」に関しては、各社の営業上・技術上のノウハウを元に独自に設定した単価等により算定したものであり、これらの情報を競合する他社等に知られると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、府が入札公告時に示している項目・仕様に関する部分で、各社が見積書を作成する際に、選択の余地がないものに関しては、少なくとも当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないが、それ以外の部分は、これらの情報が条例第6条第3号に該当するとして非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

処分庁は、見積比較検討書中の「掛率」については、処分庁が各社から個別ヒアリングした掛率の中から選定しているものであり、また、「採用価格一式見積」については3社の見積額の最低額を採用していることから、これら企業秘匿情報を公にすることにより府は信用を失い、当該企業から市中の取引状況を踏まえた掛率を把握しにくくなり設計積算業務に支障が生じるとともに、データを蓄積することにより設計額が高い精度で推計可能となり、今後、同種工事の入札において健全な価格競争を行うことが難しくなり、府建築工事の入札制度が成り立たなくなるため、条例第6条第5号に該当すると主張するが、見積比較検討書中の「採用価格一式見積」（各社の見積総額のうち最低額）及び各社の掛率の中から府が採用した「掛率」については、上記(1)のとおり、条例第6条第3号に該当するものと認められるため、同条第5号該当性については判断するまでもない。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 6月 2日	諮問書の受理
令和3年12月14日	第1回審議会
令和4年 1月12日	第2回審議会
令和4年 4月12日	第3回審議会
令和4年 5月24日	第4回審議会
令和4年 7月26日	第5回審議会
令和4年 9月 7日	第6回審議会
令和4年10月25日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員(部会長) 山 本 克 己
委員 野 崎 治 子 (第2回審議会まで)
委員 奥 野 美奈子 (第3回審議会から)
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子